

淡路市パートナーシップ宣誓制度実施要綱

令和5年11月24日
告示第232号

(趣旨)

第1条 この要綱は、一人一人が互いの人権を尊重し、性的指向や性自認による多様性を認め合い、誰もが自分らしく生きることのできる共生社会の実現を目指し、パートナーシップの宣誓の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) パートナーシップ 双方又はいずれか一方が、性的指向（恋愛の対象となる性別についての指向をいう。）が異性愛のみでない者又は性自認（自己が認識している性別をいう。）が戸籍上の性と異なる者である二者で、互いを人生のパートナーとして日常生活において相互に協力し合うことを約束した関係をいう。
- (2) 宣誓 パートナーシップにある者同士が、互いを人生のパートナーであることを市長に対して宣誓することをいう。

(宣誓の要件)

第3条 宣誓をすることができる者（以下「宣誓者」という。）は、次の各号に掲げる全ての要件に該当する者とする。

- (1) 宣誓者の双方が民法（明治29年法律第89号）第4条に規定する成年に達していること。
- (2) 宣誓者の双方又はいずれか一方が市内に住所を有し、又は市内への転入を予定していること。
- (3) 宣誓者の双方に当該宣誓に係る相手方以外の配偶者（婚姻の届出はしていないが、事実上婚姻と同様の関係にある者を含む。）がないこと。
- (4) 宣誓者の双方が当該宣誓に係る相手方以外の者とパートナーシップにないこと。
- (5) 宣誓者の双方が他の地方公共団体において宣誓をしていないこと。
- (6) 宣誓者の双方が民法第734条及び第735条に規定する婚姻をすることができない関係にないこと。ただし、宣誓者の双方が養子縁組をしている場合を除く。

(宣誓の方法)

第4条 宣誓者は、市職員の面前において自署した淡路市パートナーシップ宣誓書（様式第1号。以下「宣誓書」という。）及び淡路市パートナーシップ宣誓に関する確認書（様式第2号。以下「確認書」という。）に、次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 住民票の写しその他の現住所を証する書類（宣誓をする日（以下「宣誓日」という。）前3か月以内に発行されたものに限る。以下「住民票の写し等」という。）（市内への転入を予定している者にあつては、その事実が確認できる書類）
 - (2) 戸籍全部事項証明書（宣誓日前3か月以内に発行されたものに限る。）又は前条第3号に規定する要件を満たしていることが確認できる書類（宣誓者の双方又はいずれか一方が日本国以外の国籍を有する場合に限る。）
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が特に必要があると認める書類
- 2 宣誓者の転出入時の手続の簡略化に関し、本市と協定（以下「協定」という。）を締結した地方公共団体で宣誓をした宣誓者の双方又はいずれか一方が本市に転入する場合において、本市で宣誓を行うときは、前項の規定にかかわらず、確認書並びに淡路市パートナーシップ宣誓申告書（様式第3号）に、前項第2号の書類に代えて、転入前の地方公共団体において交付された第6条第1項に規定する受領証等に類する書類（以下「旧受領証等」という。）及び住民票の写し等を添えて、市長

に提出するものとする。

- 3 市長は、宣誓者の双方又はいずれか一方が宣誓書に自ら署名することができないと認めるときは、宣誓者の双方及び市職員の立会いの下、他の者に代筆させることができる。
- 4 市長は、宣誓者が本人であることを確認するため、次の各号のいずれかに掲げる書類（有効期間内のものに限る。）の提示を求めるものとする。
 - (1) 個人番号カード
 - (2) 旅券
 - (3) 在留カード
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、官公署が発行した免許証、許可証又は資格証明書等（本人の顔写真が貼付されたものに限る。）であって、市長が認めるもの（通称名の使用）

第5条 宣誓者は、前条の規定により宣誓書を提出する場合において、市長が特に理由があると認めるときは、戸籍上の氏名と併せて社会生活上日常的に使用している呼称（以下「通称名」という。）を使用することができる。この場合において、通称名を使用しようとする者は、通称名を社会生活上日常的に使用していることが分かる書類を市長に提出しなければならない。
（受領証等の交付）

第6条 市長は、第4条に規定する添付書類等を確認し、宣誓者が第3条に規定する要件を満たしていると認めるときは、淡路市パートナーシップ宣誓書受領証（様式第4号。以下「受領証」という。）及び淡路市パートナーシップ宣誓書受領証カード（様式第5号。以下「受領証カード」という。）（以下これらを「受領証等」という。）に宣誓書の写しを添えて、当該宣誓者に交付するものとする。

- 2 市長は、前項の規定にかかわらず、宣誓者の双方又はいずれか一方が第3条第2号に規定する市内に転入を予定している者である場合は、淡路市パートナーシップ宣誓受付票（様式第6号。以下「宣誓受付票」という。）を交付する。
- 3 前項の規定により宣誓受付票の交付を受けた者は、宣誓日から30日以内に市内に転入したことを証明する住民票の写し等を、転入した日から14日以内に市長に提出しなければならない。この場合において、市長は、宣誓者のいずれか一方が市内に住所を有することを確認できたときは、当該宣誓者から宣誓受付票を返還させ、受領証等を交付するものとする。
- 4 市長は、転入した者から第4条第2項に規定する書類の提出があったときは、淡路市パートナーシップ宣誓申告に係る通知書（様式第7号）により、転入前の地方公共団体に旧受領証等を添えて交付の事実を通知するものとする。
（受領証等の再交付）

第7条 前条の規定により受領証等の交付を受けた者（以下「受領者」という。）は、紛失、毀損、汚損等の事情により当該受領証等の再交付を受けようとするときは、淡路市パートナーシップ宣誓書受領証等再交付申請書（様式第8号。以下「再交付申請書」という。）を市長に提出するものとする。この場合において、毀損又は汚損により受領証等の再交付を受ける場合にあっては、再交付申請書に当該受領証等を添付しなければならない。

- 2 第4条第4項の規定は、前項の受領証等の再交付を受けようとする場合について準用する。
（受領証等の変更等）

第8条 受領者は、宣誓書に記載した内容に変更が生じたときは、次条各号のいずれかに該当する場合を除き、速やかに淡路市パートナーシップ宣誓書記載内容変更届（様式第9号。以下「変更届」という。）に受領証等及びその変更に係る事実を確認できる書類を添えて、市長に届け出なければならない。

- 2 第4条第4項の規定は、前項の場合について準用する。
- 3 市長は、第1項の規定により受領証等の記載内容に変更があったときは、変更後の内容を記載した受領証等を交付する。この場合において、変更前の受領証等は、回収するものとする。

(受領証等の返還)

第9条 受領者は、次の各号のいずれかに該当するときは、淡路市パートナーシップ宣誓書受領証等返還届(様式第10号)により市長に届け出るとともに、受領証等を市長に返還しなければならない。

(1) 受領者の双方が市内に住所を有しなくなったとき(単身赴任等一時的な転出は除く。)。ただし、受領者の双方又はいずれか一方が本市と協定を締結した地方公共団体に転入し、転入先の地方公共団体において宣誓の手続をしようとする場合は、本市の受領証等を転入先の地方公共団体に提出することにより、本市に返還されたものとみなす。

(2) 受領者の双方又はいずれか一方が死亡したとき。

(3) 当事者の意思により、パートナーシップが解消されたとき。

(4) 第3条各号のいずれかに該当しないことが明らかとなったとき。

2 市長は、前項各号の理由により受領証等の返還を受けたときは、失効した旨及びその理由を記載の上で、受領証カードを再交付することができる。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、パートナーシップの宣誓に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和6年1月1日から施行する。